

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

令和4年度事業計画

全国地域包括・
在宅介護支援センター協議会が
会員センターとともに…

〈ビジョン〉

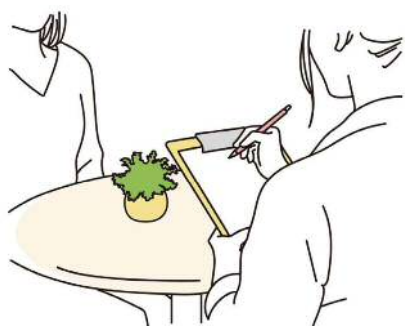
地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像

想像から創造へ for
地域共生社会をめざすこれからの10年 2032

協議会は、「全社協 福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」と連動し、人と地域それぞれが個性を輝かせながら支えあい、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、社会の変化に応じた新しい発想と方法で未来を描き、創造していくことができる組織として、会員センターと共に歩み、取り組んでいきます。

1 自分らしく暮らし続けられる地域をつくります

地域の特性を活かし、行政や医療・福祉等関係機関、民生委員・児童委員等との連携により、介護保険サービスはもとより、住民主体の取り組みや人々の暮らしに関わる多種多様な業態も含めた社会資源の力を結集させ、高齢者等が住み慣れた場所で安心して尊厳あるその人らしい生活を続けられる地域づくりに取り組みます。



2 生き活きと働き、地域の信頼を得られる人材を育成します

センター職員が自信と誇りをもって生き活きと働くことができるよう、専門職として必要な知識・技術を習得するために、必要な研修や資格取得の機会を確保すると共に、実践経験の機会を積極的に支援することで、地域の信頼を得られる人材を育成します。

3 分野を超えた相談支援に貢献します

地域共生社会の実現をめざし、高齢者だけでなくその世帯や地域住民が抱える様々な悩みや問題、課題の解決に向けて、世代や分野を超えた相談支援体制の構築に貢献します。



社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

ビジョン実現に向けた本会の行動指針

取組み期間：2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度) ※2027年度(令和9年度)に見直し

ビジョンを実現するために、協議会として以下のとおり行動指針を定めます。

1 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます

会員センターが地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、さらには地域共生社会の実現に貢献するため、センターが協議会組織のネットワークを活かして実践力を高められるよう、以下に取り組みます。

- 1 会員センターが市区町村圏域を超えた連携を図ることができるよう、全国47都道府県においてセンターが集う都道府県組織をつくります。
- 2 会員センターが業務の改善や効率化等の取り組みを実践できるよう、都道府県組織・ブロック組織の活動を活性化し、センターがそれぞれの地域で展開している実践事例の共有化を積極的に行います。
- 3 都道府県組織を中心に未加入センターの加入を進め、より多くのセンターが集う力のある協議会を築くことで、センターへの支援力を高めます

2 センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます

職員が生き生きと働き、地域住民が安心して暮らし続けられる地域づくりに誇りをもって取り組むことができるよう、以下に取り組みます。

- 4 センター運営に係る問題点を調査等により抽出し、会員センターの声をエビデンスとして国に届け、センターが担う業務の改善、職場の環境改善に向けた提言・要望活動を行います。
- 5 都道府県、市区町村に対して、都道府県組織・会員センターがそれぞれ提言・要望活動に取り組むことができるよう支援します。
- 6 全国社会福祉協議会の種別協議会の一員として、関係機関、団体と連携を図り、地域包括ケアシステムの充実、地域共生社会の実現等に向けて制度、予算等の提言・要望活動に取り組みます。

3 センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

センター職員がもつ専門性を活かし、利用者の相談支援等をとおして地域共生社会の実現に向けた取り組みを進められるよう、以下に取り組みます。

- 7 会員センターが職員の専門性を活かして業務に取り組むことができるよう、都道府県組織・ブロック組織・全国組織の各段階において、センター職員に必要な知識・技術が習得できる研修機会を提供します。
- 8 会員センター職員が地域において多世代、多分野に渡る相談対応にあたるよう、最新の制度動向や多様な実践事例などの有益な情報提供を行います。

お問い合わせ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル 社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 令和4年度事業計画

I. 基本方針

全国的に重層的支援体制整備事業の展開が図られており、わが国は地域共生社会の実現に向け、着実に歩みを進めている。地域包括支援センター・在宅介護支援センターは、高齢者分野における相談支援、地域づくり等の実績をもっており大きな役割と期待が寄せられている一方、財源不足や人材確保、益々複雑化・複合化する地域課題と増え続ける介護予防支援への対応など、地域包括・在宅介護支援センター運営にあたっては多くの問題が顕在化している。

本会は令和3年度に協議会設立30周年を迎え、会員センターとともにこれからの10年で取り組む協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」を策定した。

本会は、会員センターが協議会ビジョンに基づいたセンター運営を実践できるよう支援し、全国各地で地域包括・在宅介護支援センターが住民の期待に応えることで地域共生社会の実現に向けてさらに歩みを進めることをめざし、ブロック協議会および都道府県・指定都市協議会と連携し、以下の事業に取り組むこととする。

「長期目標」（令和2年度～令和6年度）

- ① 会員組織率の向上（地域包括支援センター会員）40% ⇒ 50%
- ② 全都道府県における協議会組織化

II. 重点課題

1. 会員センターのニーズを反映したさらなる事業展開
2. 全国地域包括・在介協組織の強化
3. 広報活動の充実と発信力強化

Ⅲ. 事業計画 (★…重点課題)

1. 会員センターのニーズを反映した事業展開★

(1) 政策提言等の実施 (制度・政策委員会、調査研究委員会)

- 令和3年度に実施した「環境と業務の改善のあり方についての全国アンケート (実態調査 2021)」の集計・分析結果からセンター運営に係る問題点や現場センターからの要望事項を整理し、会員センターが地域において円滑なセンター運営が実践できるよう、問題点の改善に向けて国への要望・提言を行う。
- 都道府県・指定都市協議会が行政に対して行う要望活動に資するため、都道府県・指定都市協議会に「環境と業務の改善のあり方についての全国アンケート (実態調査 2021)」の集計・分析結果を共有する。
- 全社協・政策委員会と連携した提言活動を行う。

(2) 地域包括支援センターの業務継続計画 (BCP) に関する調査研究 (調査研究委員会)

- 令和3年度介護保険制度改正において、すべての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定が義務付けられたことから、地域包括支援センターが策定すべき事業継続計画 (BCP) について協議、検討する。

(3) 地域包括支援センター業務の質の向上に向けたチェックシートの活用促進 (調査研究委員会)

- 国の評価指標を達成することにとどまらず、地域包括支援センターがさらに質の向上に向けた取り組みを実践できるよう、本会が作成した「地域包括支援センター業務の質の向上に向けたチェックシート」の活用促進を行う。

(4) 在宅介護支援センターの活動推進 (総務広報委員会、制度・政策委員会、調査研究委員会)

- 地域の身近な相談機関である在宅介護支援センターの発展的な活動につなげるため、実態調査 2021 により明らかになった在宅介護支援センターの運営・活動実態を踏まえ、会員センターへの取組事例の発信、国への要望・提言活動等に取り組み、在宅介護支援センターの活動推進を図る。

(5) センター運営に係る問題点の検討 (制度・政策委員会、調査研究委員会)

- 「環境と業務の改善のあり方についての全国アンケート (実態調査 2021)」の集計・分析結果から整理したセンター運営に係る問題点について、その改善に向けてさらなる調査・分析を行うべき内容について協議、検討する。

2. 全国地域包括・在介協組織の強化★

(1) 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」の周知（常任協議員会）

- 令和3年度に策定した協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」を組織内外に周知し、本会会員センターの理念、方針の浸透を図るための取り組みを行う。
- 本会が実施する全国研究大会、研修会、広報媒体等における掲載、各種会議等、あらゆる機会を活用し周知を図り、組織強化、人材育成、地域包括ケア及び地域共生社会の実現への貢献を推進するとともに、都道府県・指定都市協議会及び会員センターにおける理解、実践を促進する。

(2) 「会員拡大に向けた強化方策」の推進（総務広報委員会）

- 「会員拡大に向けた強化方策」に基づき、全国協議会の取り組みを推進するとともに、ブロック協議会および都道府県・指定都市協議会における取り組みを支援する。

(3) 未組織県の組織化に向けた働きかけ（常任協議員会）

- 全ての都道府県における協議会設置に向け、本会役員の訪問活動等による未組織県への働きかけを行う。

(4) ブロック連携会議の実施（常任協議員会）

- 本会事業をより一層充実、推進するため、全国協議会役員と都道府県・指定都市協議会の役員による意見交換等を目的とした「ブロック連携会議」を、全国8ブロックにおいて実施する。

(5) 組織活動助成の実施（総務広報委員会）

- 都道府県・指定都市協議会およびブロックにおいて実施する事業に対し、申請に基づき審査し、助成を行う。

3. 広報活動の充実と発信力強化★

(1) 本会ホームページのリニューアルと情報発信（総務広報委員会）

- ホームページ閲覧者が即時的に知りたい情報にアクセスできるよう、サイト構造や掲載情報の改善を図るべく、本会ホームページをリニューアルする。
- ホームページにおいて、会員センターに向けてセンター運営に有用な情報を提供するとともに、一般国民や市町村（保険者）など幅広い関係者に向けて本会事業ならびに地域包括・在宅介護支援センターについて理解促進を図るため、情報発信に取り組む。

(2) 会報誌「ネットワーク」の発行（年6回）（総務広報委員会）

- 会員センターによる取り組み好事例を全国的に共有化し、各センターにおける実践に繋げることを目的として、会報誌「ネットワーク」を隔月発行する。

(3) メールニュース「全国地域包括・在介協からのごあんない」の発行（総務広報委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センターに関わる制度動向等、会員センター運営に資する情報を掲載したメールニュース「全国地域包括・在介協からのごあんない」を、随時発行する。

4. センター職員の育成

(1) 研究大会、研修会の実施（研修委員会）

- 研究大会や研修会において会員センターの実践事例を募集し、発表することにより、各地の地域包括・在宅介護支援センターの実践の収集、共有を図る。
- 以下の研究大会、研修会を実施する。
 - ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会設立30周年記念研究大会
 - ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター研修会
 - ・ 全国地域包括・在宅介護支援センターリーダー職員研修会

5. 災害見舞金制度の運用

(1) 見舞金の送金（総務広報委員会）

- 大規模災害発生時においては、「災害見舞金制度」運営要綱に基づき、会員センターに対し迅速な見舞金送金を行う。

6. 国および関係機関・団体との連携、協働の推進

(1) 厚生労働省との定期的な意見交換の実施および地域包括支援センターに関わる老健事業（国庫補助事業）への委員参画や事業協力

(2) 全国社会福祉協議会各種委員会等への参画

- 全社協評議員会への参画
- 高齢者保健福祉団体連絡協議会への参画
- 全社協・政策委員会への参画
- 全社協・福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- 全社協・国際社会福祉基金委員会への参画

(3) 消費者庁「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」への参画

(4) その他、関係団体への事業協力や委員派遣

7. 諸会議の開催

- 正副会長会議の開催
- 常任協議員会の開催
- 協議員総会の開催
- 常設委員会の開催
 - ・ 総務広報委員会
 - ・ 制度・政策委員会
 - ・ 調査研究委員会
 - ・ 研修委員会